

令和4年8月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	B. I. G株式会社 (法人番号: 8013101001726) 代表者 萩原 正規
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区東水元2-34-16 (本社営業所) 東京都葛飾区東水元2-34-16-202
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年10月21日及び令和3年11月9日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(3)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年8月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社富美橋（法人番号：9060001010538） 代表者 三品 茂安
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市富岡460-1 (本社営業所) 栃木県日光市板橋3288-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月27日及び令和4年6月29日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)